2025 年 1 月 10 日　制定

2025 N-ONE OWNER'S CUP　特別規則

文中のアンダーライン部は 2024 年からの変更箇所を示す。

N-ONE OWNER'S CUP

■ 1 総則

1・1 組織、大会

2025 N-ONE OWNER'S CUP は、Honda ワンメイクレース事務局（以下 HORS）統括のもと、各大会主催者が一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認による「2025 N-ONE OWNER'S CUP」の名を付したレースとしてそれぞれ組織、開催する。

各大会の大会組織委員会、大会審査委員会、および競技長、その他競技役員は、各大会特別規則にて公示される。

1・2 規則

2025 N-ONE OWNER'S CUP は、以下に従って開催される。

- 「2025 年　国際自動車連盟（FIA）モータースポーツ競技規則」
- 「2025 年 JAF 国内競技規則」
  - ー自動車登録番号標付車両によるレース開催規定
  - ー2025 年 JAF 国内競技車両規則
- 「各大会特別規則」
- 「2025 N-ONE OWNER'S CUP 特別規則」（本特別規則）
- 「各サーキット一般競技規則」

すべての参加者は、これらの諸規則に精通しており、これらを遵守するとともに各主催者、競技役員および HORS の指示に従う義務を負うものとする。

1・2・1 ブルテン

本特別規則発行後に規則の制定、改定などが生じた場合は「2025 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」として公示され、HORS より公式ホームページに掲載される。

2025 年 1 月 10 日　制定

■ 2 レース日程 / エントリー

2・1 レース日程

	開催日	開催イベント	開催地	主催者
Rd.1	3/8（土） −9（日）	2025 全日本スーパーフォーミュラ選手権 第 1 戦　第 2 戦	鈴鹿サーキット	・グループ・オブ・スピードスポーツ（GSS） ・鈴鹿モータースポーツクラブ（SMSC） ・ホンダモビリティランド㈱
Rd.2	5/17（土）	2025 年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第 5 戦	オートポリス	・オートポリス倶楽部（APC） ・㈱オートポリス
Rd.3	6/8（日）	筑波チャレンジクラブマンレース 第 2 戦	筑波サーキット	・ビクトリーサークルクラブ（VICIC）
Rd.4	6/28（土）	2025 富士チャンピオンレースシリーズ 第 3 戦	富士スピードウェイ	・富士スピードウェイ㈱ ・FISCO クラブ（FISCO−C） ・NDC−TOKYO
Rd.5	7/26（土）	2025 もてぎチャンピオンカップレース 第 3 戦	モビリティリゾートもてぎ	・エム・オー・スポーツクラブ(M.O.S.C.) ・ホンダモビリティランド㈱
Rd.6	8/9（土）	2025 年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第 8 戦	スポーツランド SUGO	・㈱菅生 ・菅生スポーツクラブ(SRSC)
Rd.7	8/30（土）	2025 もてぎチャンピオンカップレース 第 4 戦	モビリティリゾートもてぎ	・エム・オー・スポーツクラブ(M.O.S.C.) ・ホンダモビリティラント㈱
Rd.8	9/21（日）	北海道クラブマンカップレース第 4 戦	十勝スピードウェイ	・十勝スピードウェイクラブ（TOSC） ・MSF㈱
Rd.9	10/11（土） −12（日）	2025 年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第 9 戦・第 10 戦	富士スピードウェイ	・富士スピードウェイ㈱ ・FISCOクラブ（FISCO－C）
Rd.10	10/25（土）	スーパー耐久シリーズ 2025　Rd.6	岡山国際サーキット	・(株)岡山国際サーキット ・アイダクラブ（AC）
FINAL	12/6（土）	2025 SUZUKA CHAMPION CUP RACE Final Round	鈴鹿サーキット	・名古屋レーシングクラブ（NRC） ・グループ・オブ・スピードスポーツ(GSS) ・鈴鹿モータースポーツクラブ(SMSC)

2・2 決勝レース周回数、最多出走台数、フューチャーズレース

	開催地	決勝レース周回数 （距離）	予戦最多 出走台数	決勝最多 出走台数	フューチャーズレース 有無/最多出走台数
Rd.1	鈴鹿サーキット	5.807km x 6 周 （34.8km）	50 台	50 台	無
Rd.2	オートポリス	4.674km x 7 周 （32.7km）	46 台	46 台	無
Rd.3	筑波サーキット	2.045km x 15 周 （30.7km）	60 台	30 台	有 / 30 台
Rd.4	富士スピードウェイ	4.563km x 7 周 （31.9km）	108 台	54 台	有 /54 台
Rd.5	モビリティリゾートもてぎ	4.801km x 7 周 （33.6km）	90 台	45 台	有 /45 台
Rd.6	スポーツランド SUGO	3.586km x 8 周 （28.7km）	45 台	45 台	無
Rd.7	モビリティリゾートもてぎ	4.801km x 7 周 （33.6km）	90 台	45 台	有 /45 台
Rd.8	十勝スピードウェイ	3.400km x 9 周 （30.6km）	92 台	46 台	有 / 46 台
Rd.9	富士スピードウェイ	4.563km x 7 周 （31.9km）	108 台	54 台	有 / 54 台
Rd.10	岡山国際サーキット	3.703km x 8 周 （29.6km）	90 台	45 台	有 / 45 台
FINAL	鈴鹿サーキット	5.807km x 6 周 （34.8km）	50 台	50 台	無

① フューチャーズレース開催大会における決勝レース最多出走台数は、「3・5・1フューチャーズレース最少出走台数」規定による決勝出走台数に変更が発生する場合のみ、「2025 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」によって公示される。

② フューチャーズレースの周回数については、各大会主催者発行の公式通知によって公示される。

③ 大会によりレース周回数に併せてレース時間を設ける場合がある。
その場合は、2025 N-ONE OWNER'S CUP ブルテンもしくは、各大会特別規則に示す。

2・3 参加申し込み

2・3・1 申し込み先

〒351-8586 埼玉県朝霞市膝折町 2-15-11
株式会社 M-TEC 内 Honda ワンメイクレース事務局
TEL ： 048-462-3131（代表） E-mail ： info@n-one-owners-cup.jp

2・3・2 申し込み方法

参加申し込みは参加者（エントラント）またはドライバーが、N-ONE OWNER'S CUP 公式ホームページ（ http://www.n-one-owners-cup.jp/ ）からオンラインにて行う。
なお、やむをえずオンライン以外で申し込みを行う場合、1 戦当たりの参加料に別途 5,500 円（税込み）の事務手数料を HORS に支払うものとする。

2・3・3 車名

参加申込書に記載する車名は、「N-ONE」の文字を含む 15 文字以内の名称でなければならない。

2・3・4 申し込み期間

	開催地	開催日	申し込み期間
Rd.1	鈴鹿サーキット	3 月 8 日-9 日（日）	1 月 27 日（月）　～　2 月 17 日（月）
Rd.2	オートポリス	5 月 17 日（土）	4 月 7 日（月）　～　4 月 28 日（月）
Rd.3	筑波サーキット	6 月 8 日（日）	4 月 28 日（月）　～　5 月 19 日（月）
Rd.4	富士スピードウェイ	6 月 28 日（土）	5 月 19 日（月）　～　6 月 9 日（月）
Rd.5	モビリティリゾートもてぎ	7 月 26 日（土）	6 月 16 日（月）　～　7 月 7 日（月）
Rd.6	スポーツランド SUGO	8 月 9 日（土）	6 月 30 日（月）　～　7 月 21 日(月)
Rd.7	モビリティリゾートもてぎ	8 月 30 日（土）	7 月 21 日（月）　～　8 月 11 日(月)
Rd.8	十勝スピードウェイ	9 月 21 日（日）	8 月 11 日（月）　～　9 月 1 日(月)
Rd.9	富士スピードウェイ	10 月 11 日（土）-12 日（日）	9 月 1 日（月）　～　9 月 22 日(月)
Rd.10	岡山国際サーキット	10 月 25 日（土）	9 月 15 日（月）　～　10 月 6 日(月)
FINAL	鈴鹿サーキット	12 月 6 日（土）	10 月 27 日(月)　～　11 月 17 日(月)

2・4 参加料

1 戦当たりの参加料 ： 49,500 円（税込み） 参加申し込み時にオンラインにて決済を行う。

なお、参加受理後の参加料は、HORS により参加が拒否された場合を除き返還されない。

2・5 参加受理、参加拒否

① 参加申し込み者に対しては、大会 7 日前までに HORS から参加受理または参加拒否が通知される。参加受理に際し、主催者発行の正式参加受理書、クレデンシャル（身分証）および車両通行証等が HORS より交付される。

② 参加受理後、不可抗力により出場ができなくなった場合は、すみやかに HORS まで届け出をしなければならない。

③ 参加申し込みに際し、参加者（エントラント）、参加者代表、ドライバー、ピットクルー（メカニック）等が本規則3・1参加資格を有しないと認められる場合（他競技会ならびに過去事例も含み）、HORS は、その理由を示すことなく選択あるいは拒否することができる。

2・6 参加申し込み定員

参加申し込み数が本規則2・2による予戦最多出走台数を超える場合、ドライバーに対し下記「2・6・1参加優先権」による予戦最多出走台数を定員とし、申し込みが受け付けられる。

2・6・1 参加優先権

① Rd. 1
2024 シリーズランキング下位順に与えられる。

② Rd. 2.3,4,6,7,8,10
当該大会参加申し込み期間までの大会における、2025 シリーズランキング下位順に与えられる。

③ Rd. 5,9, FINAL
当該大会参加申し込み期間までの大会における、2025 シリーズランキング上位順に与えられる。

④ ②, ③に関する 2025 シリーズランキングについて
以下の順にて決定される。
1)有効ポイント数
2) 当該シーズン内における大会罰則の少ない者
3) 最上位順位およびその回数
4)総獲得ポイント数

⑤ シリーズランキング同順位の場合、HORS による抽選にて与えられる。

⑥ 上記シリーズランキング対象外のドライバーについてドライバーポイント「0」として、当該シリーズランキングに順位付けされる。

■ 3 スポーティング レギュレーション 【競技規則】

3・1 参加資格

3・1・1 参加者（エントラント）

参加者は、有効な 2025 年 JAF 競技参加者許可証(エントラントライセンス)を所持しなければならず、参加者代表は満 20 歳以上であることを推奨する。
また、ドライバーが参加者を兼任することも認められる。この場合参加者（ドライバー）は、満 20 歳以上であることが推奨される。
なお、すべての参加者はドライバーのほかに 1 名以上のピットクルーを指名登録することを強く推奨する。

3・1・2 ドライバー

ドライバーは有効な普通自動車免許を所持し、2025 年 JAF 競技運転者許可証(ドライバーライセンス)国内 A ライセンス以上を所持するもので、参加者によって指名登録される。
なお、次に該当するドライバーは本規則2・1記載の FINAL の参加は認められない。
ただし、60 歳以上（参加年に 60 歳を迎える者を含む）の場合は該当しない。

- SUPER FORMULA、SUPER GT もしくは同等カテゴリーへの参加実績がある。

3・1・3 ピットクルー（メカニック）

ピットクルーは満 18 歳以上で、参加者によって指名登録され最多 3 名までとする。

3・1・4 ゲスト

ゲストは、参加者の関係者として、参加者によって招待される。

3・1・5 保険

ドライバーは 900 万円以上、参加者の代表およびピットクルーは 400 万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。
なお、各大会主催者が大会特別規則などで指定する保険の加入が義務付けられている場合、その規定にも従わなければならない。

3・1・6 遵守事項

① 参加者は、ドライバー、ピットクルーおよびゲストに対し諸規則を遵守させる責任を有するものとする。
② 参加者、ドライバー、ピットクルーおよびゲストは、各自の責任において安全の確保を留意しなければならない。また万一事故等が発生した場合においても、その責任は各自が負うものとし最終的責任は参加者が負わなければならない。
③ 参加者、ドライバー、ピットクルーおよびゲストは、参加申し込み時に締結する誓約書の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。

３･１･７　競技出場の義務

参加受理された参加者は、参加者の代表、ドライバーおよびピットクルーと共に必ずレースに出場しなければならない。

３･２ 参加車両

ホンダ N-ONE （型式：DBA-JG1）

ホンダ N-ONE （型式：6BA-JG3）

タイプ：ターボモデル　　駆動方式：FF　　トランスミッション：無段変速オートマチック

6 速マニュアル車の参加は認められない。

３･２･１ 車両、機関交換の禁止

本規則２･３･４「申し込み期間」締切り後の登録車両の変更、車両（ボディ）交換、エンジンおよびトランスミッションの脱着（交換）は HORS が認めた場合を除き禁止される。

やむを得ず変更が必要になった場合、直ちに HORS へ連絡しなければならず、1 件につき 5,500 円（税込み）の事務手数料を HORS に支払うものとする。

３･２･２　サイドウインドウの全閉

専有走行を含む競技会期間中全ての走行セッション中は、ウインドウネットを装着した状態であっても運転席側の前部のサイドウインドウは全閉状態とする。その他のウインドウも全閉を強く推奨する。

熱中症対策を目的とし、大会主催者または HORS が指示する場合においては、その他のウインドウは開いた状態でよい。

３･３　公式予選

予選時間は原則として 20 分間にて行われる。

３･３･１　予選通過基準タイム

レース公式予選上位 3 台のベストタイムの平均値に 130%を乗じたものを予選通過基準タイムとする。

なお、公式予選不通過者の決勝レースおよびフューチャーズレース出場可否に対する最終判断は、当該大会審査委員会に委ねられる。

3・3・2　グループ予選

フューチャーズレース開催大会において、参加車両が 1 回の予選に出走可能な台数を超えた場合、予選 A、予選 B に分けて実施され、グループ分けの決定は以下の通りとする。

① 当該大会までのシリーズランキング上位ドライバーから順にグループ分けを行う。
（同順位の場合はゼッケン順、シリーズランキングを持たない場合は最下位順位とする。）
② 各グループの予選 A、予選 B の指定は、各グループ最上位者による HORS 実施の抽選にて決定される。
③ 各グループのドライバーリストは、当該大会申し込み期間終了後、主催者または、HORS より発表される。
④ 不出走車両が発生した場合、再度のグループ分けは行わない。

3・3・2・1　グループ予選実施に於けるスターティンググリッド

グループ予選実施時の決勝レース、フューチャーズレースのスターティンググリッド決定は以下の通りとする。

① 総合トップタイムを記録したドライバーをポールポジションとする。
② 以降グループ交互に各グループの上位者から順番にグリッドを振り分ける。
③ 決勝レースのグリッド数が奇数の場合、フューチャーズレースのグリッド振分けは上記手順の順番通りに振分けられる。
④ 予選走行中に発生したペナルティにより順位変動が発生する場合、各グループ内順位を確定した後、スターティンググリッドを振り分ける。
⑤ HORS ペナルティによるグリッド降格を履行するドライバーは、①、②、③、④によって決められたグリッドからの降格とする。
⑥ ①、②、③、④、⑤において決定したスターティンググリッドの上位を「決勝レーススターティンググリッド」、下位を「フューチャーズレーススターティンググリッド」として決定する。
⑦ 決勝及びフューチャーズレースに出走出来ない車両が発生した場合は空きグリッドとなり、繰上げは行わない。

3・4　決勝レース

レーススタート方式は定位置からのグリッドスタートとする。スタートの方法、手順は各大会特別規則によるが、エンジン始動はフォーメーションラップ開始 3 分前表示からとする。

3・4・1　完走周回数

優勝者の周回数の 70%以上とし、少数点以下は切り捨てられる。

3・4・2　レース成立周回数

当初のレース周回数の 30%以上とし、少数点以下は切り捨てられる。

3・5　フューチャーズレース

フューチャーズレース開催大会において、参加車両が2・2決勝最多出走台数を超えた場合、フューチャーズレースを実施する。

フューチャーズレースは3・4決勝レースに準じ行われる。

3・5・1　フューチャーズレース最少出走台数

最少出走台数を 6 台とする。

出走台数が 5 台以下の場合、決勝出走車両の下位順でフューチャーズレースへ繰り下げ、最少出走台数 6 台を確保する。なお、繰り下げた者の最上位をフューチャーズレースのポールポジションとする。

参加申込期間終了後、大会当日までに参加未受付、リタイヤなどにより参加台数が減った場合においても、上記最少出走台数は保持される。

3・6　競技番号(ゼッケン)

すべての参加者（エントラント）およびドライバーは、競技番号（以下ゼッケン）を HORS に申請しなければならない。申請されたゼッケンは HORS の決定によりそれぞれに付与され、年間を通じて同じ番号を使用する。

なお各大会エントリー時には、参加者またはドライバーに付与されているゼッケンを選択して使用する。

3・6・1　使用できるゼッケン

① 0 から始まる以外の 3 桁までの数字とする。

② 「1」「8」「16」「17」「64」「100」は HORS が管理使用し、HORS が認めた場合を除き一般の申請は受付けられない。なお 2024 N-ONE OWNER'S CUP シリーズチャンピオンドライバーは、ゼッケン「1」を付与される権利を有する。

3・6・2　ゼッケン申請

N-ONE OWNER'S CUP 公式ホームページにて「エントラント登録」及び「ドライバー登録」をオンラインで行い、希望ゼッケンを申請する。ゼッケンの付与は申請の先着順とし、当該希望ゼッケンに空きがあれば直ちにそのゼッケンが付与される。申請した時点で既に当該希望ゼッケンがほかの参加者に付与されている場合には、別の希望ゼッケンで再度申請する。

申請期間　：2025 年 1 月 10 日（金）　～　同年 11 月 17 日（月）

3・6・3　ゼッケンの翌年優先付与（先行ゼッケン申請）

2025 年シーズンに出場した参加者（エントラント）およびドライバーは、翌年のゼッケン申請に於いて、2025 年シーズンに使用したゼッケンを優先的に付与される権利を有する。

対象となる参加者（エントラント）およびドライバーは、HORS より送信される「ゼッケン継続付与確認メール」への返信で申請する。

なお、付与されたゼッケンが当該年を通じて使用されなかった場合、継続権利を有さない。

申請期間　：2025 年 12 月 9 日（月）　～　同年 12 月 23 日（月）

3･6･4　ゼッケン付与期間

2025 年 1 月 10 日（金）　～　同年 12 月

3･6･5　ゼッケンおよびゼッケンベース

HORS より指定品が配布され、図 1 の通りの位置、向きに表示が義務付けられる。初回 1 セットを無償とし、以降は有償とする。ゼッケンおよびゼッケンベースの個別価格に関しては HORS に問い合わせのこと。

3･7　指定表示物

参加者は、HORS および協賛各社の為に広告スペースを提供しなければならない。その範囲は図 1 の通りとし、各指定表示物は HORS より配布され、指定された位置への貼付が義務付けられる。

上記スペース以外の場所は参加者自身の特定の広告を貼付できるが、HORS によって拒否される場合があることを予め承知していなければならない。

図 1

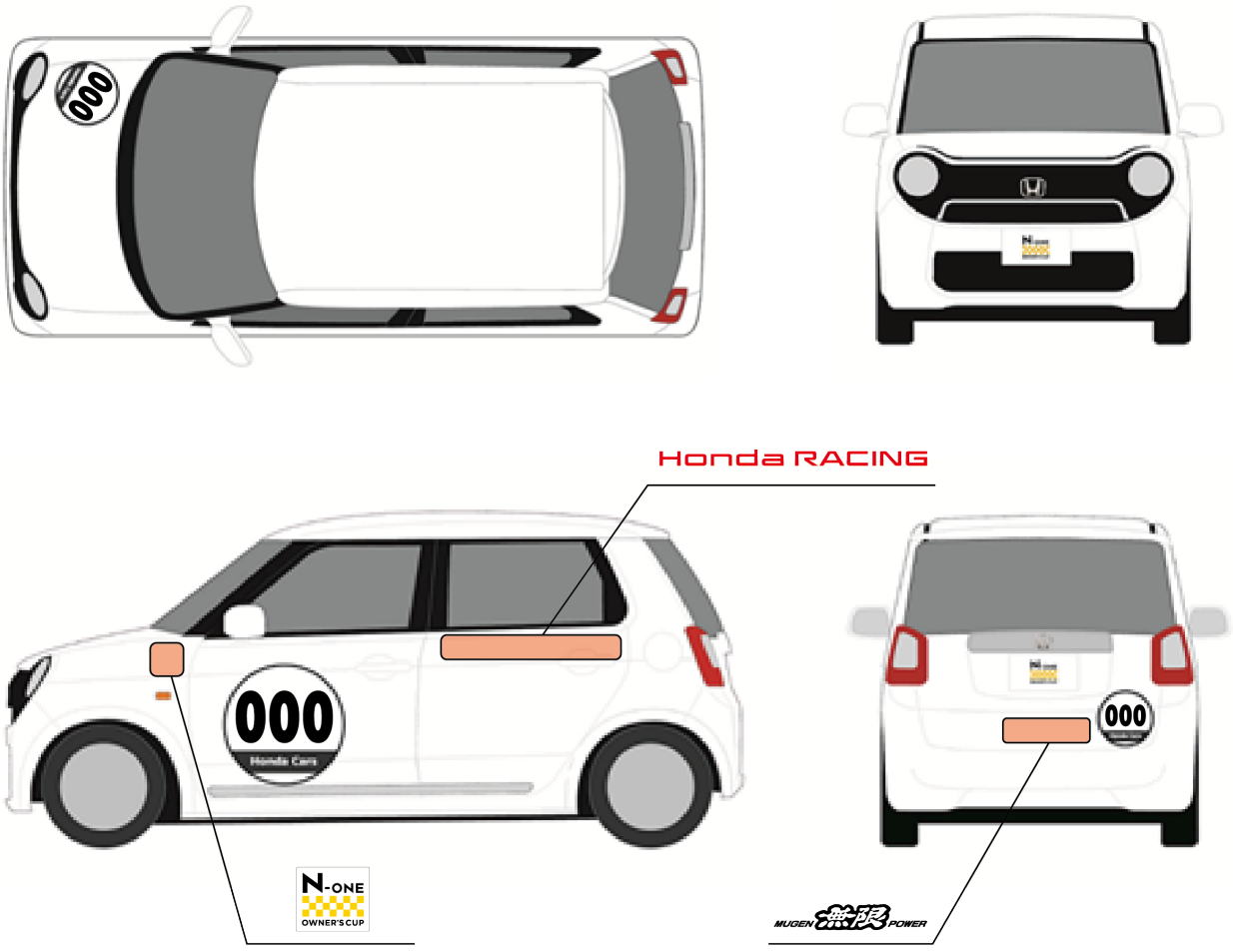

左右側面を同様に貼付

3・8 エンブレム、ネーミングプレート

メーカーラインオフ当初のままに保持されていなければならない。

3・9 ドライバー装備品

ドライバーは 2025 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編　細則 「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った装備品を着用しなければならず、アンダーウェアは上下を着用すること。

また、公式車両検査時に各大会が指示する方法による技術委員の点検・検査を受けなければならない。

・競技用ヘルメット（フルフェイスタイプ）

・耐火炎 レーシングスーツ / アンダーウェア（上下） / バラクラバ / ソックス / シューズ / グローブ

・頭部および頸部の保護装置 [Frontal Head Restraint （FHR） systems]

3・10 N-ONE OWNER'S CUP 車両パスポート

参加車両は、HORS が年次ごとに発行する「車両パスポート」を備えなくてはならない。参加者は自身の参加車両の「車両パスポート」に必要事項を記入し、大会参加受付時に提出しなければならない。「車両パスポート」は、その車両の参戦履歴、改造箇所、公道走行車両検査履歴が明確に記録されていなければならない。

3・10・1　車両パスポート添付書類

車両パスポートには以下の書類を備えていなければならない。

① 参加大会毎の車両申告書のコピー

② 自動車検査証のコピー（保安基準適合証のコピーは無効）

③ 保証書・保証登録書のコピー（3・10・2の捺印を受けたもの）

④ バケットシートに関する「保安基準適合を証明する書類」のコピー

⑤ 認定部品登録申請書　兼　保安基準適合証明書のコピー
（当該車両に装着されている全ての認定部品について、N-ONE OWNER'S CUP 公式ホームページ「認定部品一覧」よりダウンロード）

3・10・2　参加証明の捺印

参加者は N-ONE OWNER'S CUP に参加する車両に対し、本田技研工業株式会社が発行するメンテナンスノートに付帯の「保証書」および「保証登録書」へ、HORS による参加証明の捺印を受けなければならず、参加者（エントラント）ならびに、当該参加車両の所有者および使用者は、「サーキット走行が起因する不具合」が 本田技研工業株式会社発行の保証書に示される「4.保証できない事項」に該当し、保証期間内であっても保証修理を受けられない場合があることを予め承知していなければならない。

3・10・3　各大会時の車両パスポート管理

各大会参加受付時に提出された車両パスポートは、3・11・3に示す公道走行車両検査終了をもって参加者に返却される。なお、同検査不適合の場合は HORS が保管し、次回参加大会までの期間を含み適合確認が終了した時点で返却される。

3・10・4　車両パスポートの紛失

N-ONE　OWNER'S　CUP 車両パスポートを紛失した場合は、速やかに HORS に連絡し、再発行の手続きをしなければならない。

3・11　車両検査

3・11・1　公式車両検査

参加車両は当該車両規則に合致し出走可能な状態で、公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査に合格した車両は、通常点検整備、調整、清掃以外の作業（交換、追加、改造、加工、変更）は認められない。なお使用や事故による摩耗、損傷した部品の交換（修復）については、大会技術委員長に許可された場合に限り認められる。その際、当該車両は再車両検査を受けなければならない。

3・11・2　再車両検査

予選、決勝レースおよびフューチャーズレース終了後、大会技術委員により指定された車両は、再車両検査を受けなければならない。

3・11・3　公道走行車両検査

全ての参加車両は、決勝レースおよびフューチャーズレース終了後、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行検査を受けなければならない。当該検査は大会競技役員立会のもと、HORS が指定した検査員が指定場所、指定時間内にて行う。

3・11・3・1　検査項目

① 車体外板
② かじ取り装置
③ 制動装置
④ 走行装置
⑤ 緩衝装置
⑥ 動力伝達装置
⑦ 電気装置
⑧ 原動機
⑨ 排気系
⑩ 灯火装置・方向指示器
⑪ 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
⑫ 競技走行において異常が認められた箇所

検査項目は上記 JAF 指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従い、さらに下記項目を追加する。

・ エアバッグ機能の復元
・ けん引用穴あけブラケットの取り外し

・ 最低地上高
・ ウインドウネットの取り外し
・ 車載カメラステーの取り外し

3・11・3・2 検査結果 / 処置

公道走行車両検査において一般公道における運行に不適と判断された車両は、HORSが管理し、その指示に従い保管場所、または自動車整備工場まで車両運搬車等で移動し、修理、整備を行う。
それらの作業が完了し、HORSにおいてその確認がなされない限り、以降の本レースへの参加は受理されない。

3・11・3・3 検査未受検

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび参加車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。

3・11・4 車両保管

車両は、公式車両検査以後、公道走行車両検査終了まで、大会公式通知に示される所定の位置（パドック等）で待機しなければならない。また、予選・決勝レースおよびフューチャーズレース終了後に当該大会競技役員により車両保管される場合があり、保管中の車両整備は一切禁止される。

3・11・4・1 車両場外持ち出し

2日間開催大会において、1日目終了後の車両の場外持ち出しは認められない。
ただし、参加者の移動を目的とする場合に限り、所定の手続き、3・11・3による公道走行車両検査が実施され、大会技術委員長に届け出をしたものに限り、場外持ち出しが認められる。
場外へ持ち出しされた車両は、指定された時間に再車両検査を受け合格しなければその後の出走が認められない。

3・12 車両作業

大会期間中に認められる車両に関する作業は一般公道用途における車両の日常点検整備(脱着を伴う作業を含む)に順ずる以下の内容とする。ただし大会技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

① エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換
② ブレーキ液の点検補充、交換、エアー抜き作業
③ 冷却水、クーラントの点検補充
④ バッテリーの点検、充電、液の補充
⑤ エアフィルターの点検、清掃
⑥ タイヤの点検、エアー圧点検、調整、清掃（4・5・5・2 を参照する事）
⑦ ホイールの点検、取り付けの確認
⑧ 燃料給油
⑨ サスペンションの減衰力調整および車高調整

⑩　点火プラグの点検、交換
その他　車両より部品の取外しを伴わない各部清掃

3・13 ブリーフィング

ドライバーは、大会公式通知に示された場所、時間にて行われるドライバーズブリーフィングへの出席が義務付けられる。

3・14 タイヤ

3・14・1 タイヤ運用

① 公式予選、決勝レースおよびフューチャーズレースを通じて使用できるタイヤは 4 本までに制限され、公式車両検査時に 4 本のタイヤにマーキングが施される。
（以下「マーキングタイヤ」と言う）

② マーキングタイヤは同一の銘柄、タイプおよびサイズの 4 本がセットで使用されなければならず、マーキングタイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）についても禁止される。

③ 全てのマーキングタイヤは、タイヤの中心線から左右それぞれ全幅の 4 分の 1 に施されている溝の深さはレース終了後も 1.6mm 以上を有さなければならない。（スリップサイン部分は除く）

④ 決勝レースで1位から 3 位に入賞したドライバーは、次戦以降、参加毎戦ごとにフロントに未使用（新品）タイヤのマーキングタイヤ装着が義務付けられ、当該年の最終戦まで履行しなければならない。

⑤ 公式車検時において、④が適用されるドライバーの未使用タイヤへのマーキングは下記内容を順守しなければならない。
・コンプリートホイール（ホイールにタイヤが組まれた状態）であること。
・マーキングが施される未使用タイヤは、わずかでも走行することなく（車両を手押しした状態での移動も含む）、未使用の状態を保たなければならない。
・車両から外された状態で車検場に持参すること。出張車検時は自己整備場所正面に置くなど、マーキング作業および未使用タイヤであることの確認がしやすい状態で提示すること。

⑥ ④、⑤における未使用タイヤのマーキングタイヤは予選、決勝（フューチャーズレースも含む）を通じ、フロントに装着しなければならない。

⑦ ④、⑤、⑥においてタイヤマーキングが施された未使用タイヤは、予選開始までの間、自己整備場所からコースインまでの移動を除き、未使用の状態を保たなければならない。

3・14・2 タイヤ交換

マーキングタイヤがバースト等やむを得ない事由により交換が必要となった場合、参加者は公式予戦終了後30 分以内に申請を行い、大会審査委員会の許可したものに限り当該タイヤの交換が認められる。
ただしペナルティとして、交換したタイヤが 1 本の場合スターティンググリッドの 20 グリッド降格、さらに 1 本追加されるごとに 10 グリッドの降格が科せられ、降格したグリッドが最後尾グリッドを超えるグリッド位置の場合はピットスタートとする。
3・14・1タイヤ運用④が適用されるドライバーにおいて、マーキングタイヤがバースト等やむを得ない事由により交換が必要となった場合、本規則を履行した上で、使用済み（中古）タイヤを用いることも認める。
スターティンググリッドの降格、ピットスタートについては、大会主催者発行の決勝スターティンググリッド表にて決定される。
決勝中においてバースト等やむを得ない事由により交換が必要となった場合、当該タイヤの交換が認められる。

3・15 賞典

3・15・1 大会賞典

①Rd.1-Rd.10 大会
決勝レース 1－3 位：正賞
副賞については、「2025 N-ONE OWNER’S CUP ブルテン」にて別途発表される。
②FINAL
決勝レース 1－6 位：正賞
副賞については、「2025 N-ONE OWNER’S CUP ブルテン」にて別途発表される。
③ Rd.3, Rd.4, Rd.5, Rd.7, Rd.8, Rd.9, Rd.10
フューチャーズレース 1－3 位：正賞
副賞については、「2025 N-ONE OWNER’S CUP ブルテン」にて別途発表される。

3・15・2 年間賞典

シリーズランキング 1－6 位：正賞
副賞については、「2025 N-ONE OWNER’S CUP ブルテン」にて別途発表される。

3・16　ドライバーポイント

各大会決勝レースおよびフューチャーズレースの結果により、ドライバーポイントが設定される。

下記3・16・1および3・16・2による上位 3 大会のポイントと、3・16・3によるポイントの合計からなる、有効ポイント制によってシリーズランキングが決定される。

3・16・1　Rd.1−Rd.10

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
50	45	40	36	32	28	25	22	19	16	14
12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	完走	
12	10	8	7	6	5	4	3	2	1 ポイント	
参加受付を済ませた全員が、予選、決勝レースを通じ、全車がチェッカーを受けた完走で、かつ罰則が無い場合。										
全員に＋1 ポイント										

3・16・2　フューチャーズレース

完走	参加受付を済ませた全員が、予選、フューチャーズレースを通じ、全車がチェッカーを受けた完走で、かつ罰則が無い場合。
1 ポイント	全員に＋1 ポイント

3・16・3　FINAL

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
70	60	54	49	46	43	40	38	36	34	32	31	30	29	28
16位	17位	18位	19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位	28位	29位	30位
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
31位	32位	33位	34位	35位	36位	37位	38位	39位	40位	完走				
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2 ポイント				

3・16・4　同ポイントのシリーズランキング決定

以下の順にて決定される。

① 2025 N−ONE OWNER’S CUP FINAL の決勝順位
② 当該シーズン内における大会罰則数の少ない者
③ Rd.1−Rd.10 最上位順位およびその回数
④ 総獲得ポイント数

3・17　大会会場（サーキット）での無線通信

レース走行中のドライバー（参加車両）において、通話、映像、車両情報等 HORS が認めた場合を除き、全ての無線通信設備の使用は禁止される。その他の使用に際しては、各サーキット一般競技規則および各大会特別規則に従うものとする。

3・18　罰則

本規則、各大会特別規則および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し違反者に通告される。

3・18・1　HORS ペナルティ

HORS は、前項3・18で公示された罰則の他に、当該罰則1件ごと、もしくは参加者の行為が危険行為や違反行為に該当すると判断した場合、以下のペナルティポイントを参加者に科すことができる。
なお、HORS 主催の専有走行における行為も対象とする。
このペナルティポイントは HORS により通告・公示され、累積点数に応じて下記の HORS ペナルティが執行される。

■違反内容/点数

違反内容	ペナルティポイント
故意または重大な過失による危険行為	5 点以上
他車への追突、または接触による危険行為	1～4 点
上記に属さない危険行為	1～3 点
その他の違反（NOC 特別規則違反等）	1～7 点

- 本ペナルティポイントは、HORS または、ドライビングコーチが必要と判断した場合、その行為の内容により加点して科される場合がある。
- 一人のドライバーにより事例が複数発生した場合は、ペナルティポイントが合算される場合がある。

■累積点数/HORS ペナルティ内容

累積点数	罰則内容
4 点	次回参加時 20 グリッド降格　or　ドライバーポイント上位 1 大会剥奪等
5 点	次回参加時 25 グリッド降格　or ドライバーポイント上位 2 大会剥奪等
6 点	次回参加時 30 グリッド降格　or ドライバーポイント上位 3 大会剥奪等
7 点以上	厳罰（シリーズポイント全剥奪、出場停止等）

- ペナルティポイントはペナルティ事象発生日から連続する 12 か月間有効となり、年度を跨いでも累積される。
- 科されたペナルティポイントは、最終発生日から 12 か月の有効期間が過ぎた時点で消滅する。
- 累積点数が上記表に達した場合、罰則内容を履行することにより累積ペナルティポイントは消滅する。
- 本項目に従い課せられたペナルティポイントおよび罰則内容に対する抗議は一切受け付けられない。

3・19　本規則に記載されていない事項

本スポーティング　レギュレーションに記載されていない事項については、「2025 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」、各大会特別規則、および大会公式通知によって公示される。

■ 4 テクニカル レギュレーション 【車両規則】

参加車両は、本テクニカルレギュレーションの以下項目に従ったものでなければならず、定められていない全ての変更、改造は一切禁止される。また、当初より装着されている構成要素（部品）はその機能を保持しなければならない。
本規則は「2025 年 JAF 国内競技規則 【自動車登録番号表付車両によるレース開催規定 第 2 条 参加車両】」に依る「2025 年 JAF 国内競技車両規則 第 3 編「スピード車両規定」に準拠し、一般規定として「スピード B 車両」に分類される。また、安全規定、一般改造規定については第 5 章「スピード SA 車両規定」に則り規定される。

4・1 車両

参加車両はホンダ N-ONE （型式：DBA-JG1 ターボモデル又は、型式：6BA-JG3 ターボモデル）の CVT 車両のみとし、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証（保安基準適合証および保安基準適合標章」は無効）を有し、その自動車検査証は型式指定番号ならびに類別区分番号を有していなければならない。レース期間中において、けん引用穴あきブラケット及びウインドウネットを除くすべての部分は保安基準に合致する状態でなくてはならない。

4・2 定義

4・2・1 純正部品

ホンダ N-ONE （型式：DBA-JG1 ターボモデル又は、型式：6BA-JG3 ターボモデル）国内向け仕様として本田技研工業株式会社から販売されている部品。

4・2・2 指定部品

HORS により使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

4・2・3 認定部品

HORS により使用が認められた部品。認定部品を使用しない場合は、純正部品のみ使用が認められる。認定部品はブルテンで発表され、ブルテンの発行後、使用することが認められる。認定部品の申請方法については「2025 N-ONE OWNER’S CUP 特別規則 付則：認定部品規定」に別途定める。

4・2・4 純正部品、指定部品、認定部品の改造の禁止

HORS が認めた場合を除き、純正部品、指定部品、認定部品に対する一切の加工、修正、調整等の改造は禁止される。
また同部品内の特定の部品については「2025 N-ONE OWNER’S CUP 特別規則 5 テクニカルレギュレーション 車両規則 付則」により、HORS が基準値（寸法、大きさ、重さ 等）を設定し、レース期間中この数値を保持しなくてはならない。

4・2・5　HORS 封印

HORS は指定した車両に対し、部品の管理を目的とした封印を実施する場合があり、参加者はこれを拒否してはならない。同封印は HORS が認めた場合を除き、HORS による開封が行われるまで保持しなければならない。

4・2・6　純正部品の流用

修理、補修、メンテナンスにおいて純正部品を交換する場合、使用している車両と同型式で設定された純正部品を使用しなければならない。

ただし、レース期間中においてのアクシデントによる修理、補修のため、HORS が認めた場合に限り一時的に他型式の純正部品を使用することは許される。

なお、当該車両は次戦レースに出場するまでに正規の純正部品に交換しなければならない。

4・3 車両重量

車両重量測定時に下記数値以上であること。

DBA-JG1　　860kg（燃料含む）

6BA-JG3　　870kg（燃料含む）

4・4 安全規定

4・4・1 安全ベルト

使用期限が有効な4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用が義務付けられ、5点式以上のFIA公認安全ベルトの装着を強く推奨する。

取り付け方法は、2025年JAF国内競技車両規則 第5編 細則 「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に則る。

4・4・2 ロールバー

指定部品の使用が義務付けられる。

DBA-JG1

[指定部品：ロールケージ ㈱M-TEC製　70020-XN5-K0N0 / K2N0 / K4N0]

[指定部品：ロールケージ(for LOWDOWN) ㈱M-TEC 製　70020-XN5-K1N0 / K3N0 / K5N0]

6BA-JG3

[指定部品：ロールケージ ㈱M-TEC製　70020-XN5B-K0N0 / K1N0]

4・4・2・1 ロールバーの車体への取付け

2025年JAF国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.3)ロールバー 第5－6図に則る。

なお、重大な事故等に関わった車両に装着されていたロールケージは、継続して使用しないこと。

４･４･３ けん引用穴あきブラケット

指定部品の使用が義務付けられる。

[指定部品： 牽引フック フロント ㈱M-TEC製 74710-XN5-K0N0]

[指定部品： 牽引フック リア ㈱M-TEC製 74720-XN5-K0N0]

４･４･４ 座席

運転席は、保安基準に適合したバケットタイプ（背もたれが可動するセミバケットタイプは不可）の座席の使用が義務付けられる。使用にあたっては、製造者の発行する保安基準適合を証明する書類を常に携行していなければならない。

なお、重大な事故等に関わった車両に装着されていた座席は、継続して使用しないこと。

４･４･４･１ 座席支持具（シートステー）、座席取り付け装置（シートレール）

バケットタイプの座席とともに設定されている保安基準適合のシートステー、シートレールの使用が義務付けられ、当初の座席の固定点を使用し装着されなければならない。

４･４･５ ウインドウネット

指定部品の使用が義務付けられる。

[指定部品： ウインドウネット ㈱M-TEC 製 70030-XN5B-K0N0]

本部品の使用にあたり、「競技規則３･２･２ サイドウインドウの全閉」も併せて参照のこと。

４･５ 改造規定

４･５･１ エンジンおよびトランスミッション

以下の部品の変更が認められる。

・点火プラグ
・オイルフィラーキャップ
・オイルフィルター
・ラジエターキャップ
・サーモスタット

４･５･１･１ CVTトランスミッション用オイルクーラー

認定部品の使用が認められる。

４･５･１･２ バッテリー

銘柄の変更が認められる。ただし、サイズ型式「**B19L」 または「M-**R」を使用しなければならない。

**は容量を表す。各メーカーが公表する適合表に記載され、一般販売されている物を使用すること。

仕様は鉛蓄電池のみとし、リチウム系及びドライセルバッテリーの使用は禁止される。

4・5・1・3 マフラーおよび排気管

認定部品の使用が認められる。

4・5・2 シャシー

4・5・2・1 最低地上高

100mm以上。ただしエアカットフラップ類に属するフロントアンダーカバー、フロントロアーアンダーストレイキ、R/Lリヤストレイキは除く。

4・5・3 ブレーキ

以下の部品の変更が認められる。

・ブレーキパッド、ブレーキシュー

・ブレーキホース

2025年JAF国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.1)配管類に則ること。

4・5・4 スプリング / ショックアブソーバー

認定部品の使用が認められる。異なる認定部品の一部を組み合わせて使用することは出来ない。

4・5・5 タイヤおよびホイール

4・5・5・1 タイヤ

サイズ：155/65R14または165/55R15

交換用としてタイヤ販売店等で購入できる乗用車用夏用タイヤへの変更が認められる。

ただし一般社団法人日本自動車タイヤ協会（JATMA）の定める「低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン（以下、ラベリング制度）」で定義されるグレーディングに於いて、転がり抵抗性能の等級がA以上、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にある「低燃費タイヤ」のみ使用が認められる。（参考：JATMA ラベリング制度 http://www.jatma.or.jp/labeling/outline.html）

4・5・5・2 タイヤの加工の禁止

パンク修理を除く一切の加工は禁止される。ただし通常の使用におけるタイヤの磨耗は加工に該当しない。

タイヤ清掃（トレッド面に付着したタイヤカス除去）の工具はプライヤー及びペンチのみとする。ヤスリなどで物理的にタイヤ表面を削る行為、ヒートガンなど機器を用いてタイヤを温める行為は認められない。

4・5・5・3 ホイール

ホイールは以下のサイズ範囲内でスチール製またはJWLマークのある軽合金製への変更が認められる。

ただし同一サイズの4本がセットで使用されなければならない。

リム径（inch）	14		15	
リム幅（J）（JJ）	4.5	5	4.5	5
インセット（mm 以上）	39	45	39	45

４･５･５･４　ホイールナット

材質および形状の変更は許される。材質はクロムモリブデン鋼を推奨する。

なお、タイヤまたはホイールの最外側部より突出してはならない。

４･５･６ 車体

以下の部品の取り外し、削除が認められる。

･ロールバーの車体への取り付けに伴う、最小限の内装

４･５･６･１ 空力装置（エアロパーツ）

認定部品の使用が認められる。

ただし全長は量産車車両寸法 +30mm（3,395mm+30mm）を超えてはならない。

４･５･６･２ エアバッグシステム

競技中は機能を停止していなければならない。

また、メーカーラインオフ時に装備されているエアバックシステムを車両から取り外すことは禁止とする。

４･５･６･３ フロアマット、車載工具、パンク修理キット 等

競技中脱落が懸念される部品についてはすべて取り外さなくてはならない。

４･５･６･４　補強

以下の部品を使用した車体の補強が認められる。

DBA-JG1［ フロアーリヤーフレームプレートセット ㈱M-TEC 製　65600-XN5-K0N0 ］

6BA-JG3［ フロアーリヤーフレームプレートセット ㈱M-TEC 製　65600-XN5B-K0N0 ］

４･５･６･５　ガラスの飛散防止を目的とするフィルム（テープ）の貼付

リヤーウインドシールドガラス及びリヤードアガラスにフィルム（テープ）の貼付が義務付けられる。なおフィルム（テープ）は透明でなければならず、貼付状態で 20%以上の透過率（純正プライバシーガラス程度）が確保されることが望ましい。

4・5・7　アクセサリー部品

下記および本規則に定めるもの以外は、取り付け、変更は認められない。取り付けに関しては安全性を考慮し、ガタつきなく、容易に脱落しない様に固定すること。磁力及び吸盤は固定方法として認められない。粘着テープのみでの固定も認められない。

ただし、ドライブレコーダー（運転技術学習を目的として装着する車載カメラはこれに含まれない）に限り、メーカーの発行する取扱説明書に則った方法での取り付けであればこれに該当しない。

なお、運転席周辺のロールバーには、指定部品を除き、いかなるアクセサリー部品も取付けてはならない。

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ドアハンドルプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、ドアミラーカバー、スカッフプレート、マッドガード、ヒールプレート、灯火器類、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、補助メーター、ラップタイム計測機器、音響／映像機器、ETC 車載器、盗難警報システム、追加室内後写鏡、障害者用操作装置（ただし、健常者の使用は認められない）、ドライブレコーダー

その他走行性能に影響しないと HORS が認める部品。

4・5・7・1　車両との結線が必要な部品

OBD2(自己診断機能)データリンクカプラへのカプラ接続及び、データリンクカプラ配線を分岐して接続される部品は、HORS が準備または指定した機器を用い、指名、選択されたドライバーまたは車両に使用する場合を除き、使用は禁止される。

また、車両その他の部位への結線が必要な部品は、走行性能に影響しないと HORS が許可した場合のみ使用が認められる。

4・6　本規則に記載されていない事項

本テクニカル レギュレーションに記載されていない事項については、「2025 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」、各大会特別規則、および大会公式通知によって公示される。

■ 5 テクニカル レギュレーション 【車両規則】 付則

5・1　JG1 ターボチャージャーASSY アクチュエーターの取付け位置に関する基準値

ターボチャージャーASSY のアクチュエーター（A）端面とコンプレッサー（B）端面との寸法（L）を 34.5 ㎜以下とする。写真①参照

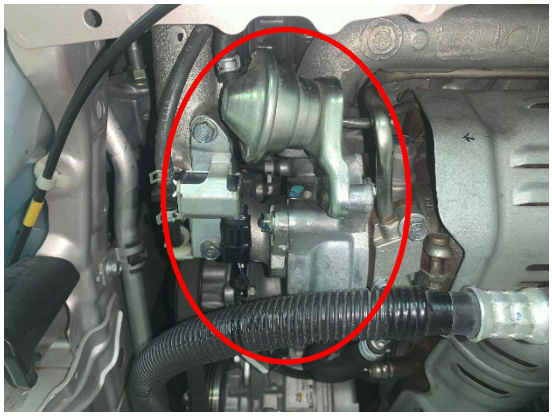

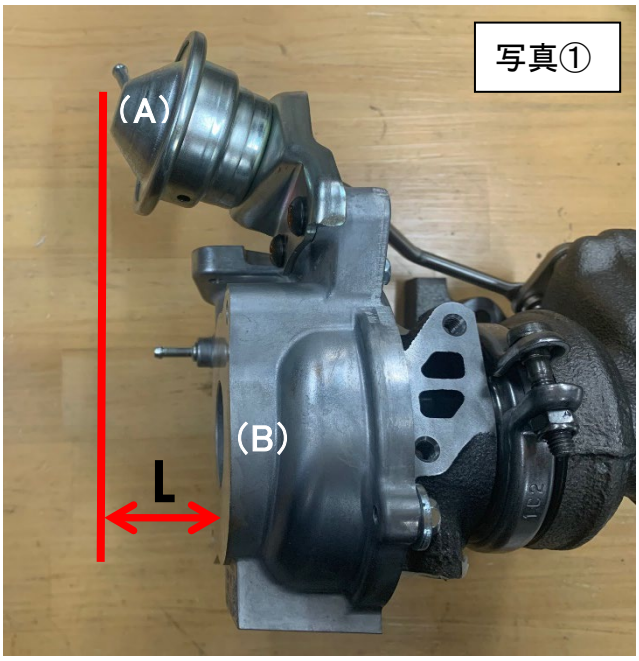

5・1・1　測定方法

HORS 所有の治具を使用し測定する。

2025 年 1 月 10 日　制定

5・2　未使用タイヤの判断基準

①　走行した痕跡が無い。
②　トレッド面にスピュー※や、製造番号などの印刷が残っている。
③　商品ラベルは剥がれていても構わない。

※製造工程で発生するヒゲ状の突起物。メーカーによってはカットするなど処理された未使用品も存在する。

【スピュー例】

2025 年 1 月 10 日　制定

【参考】主要メーカー未使用状態